

## <調整会議メンバー検討用>

### 第 ・・ 章 議会及び議員の役割と責務等

#### (議会の役割と責務)

- 第1条 議会は、直接選挙により選ばれた議員で構成される、町としての意思を審議・決定する機関として設置され、この条例の趣旨に基づき議会としての責務を果たします。
- 2 議会は、住民が議会活動に関心と理解を深めるよう積極的に情報を提供すると共に、議会及び委員会の全ての会議を公開し、住民と情報を共有します。ただし、必要と認められる時は、会議を非公開とすることが出来ます。その場合は、非公開とする理由を公表しなければなりません。
- 3 議会は、主権者である住民に対する説明責任を果たすため、議会報告会を毎年開催し、議会における意思決定の内容及びその過程を説明しなければなりません。議会報告会の実施に関することは、別に定めます。
- 4 議会は、住民参画を推進するため、公聴会や参考人制度等を活用すると共に、住民との対話の場を設け、広く意見を求め、住民の声が政策に反映されるよう努めなければなりません。
- 5 議会は合議制であることを自覚し、長期的展望をもって政策を議論し、まちづくりに必要な政策提案と立法活動を行わなければなりません。
- 6 議会は、その権限を有効に用いて、執行機関の町政運営を調査・監視すると共に、本会議における指摘事項については、その後の経過・結果を公表しなければなりません。

#### (議会の権限)

- 第2条 議会は、まちづくりの主体は町民であるとしたこの条例の主旨に基づき、議会の責務を果たすため権限を行使します。
- 2 議会は、条例の制定改廃や決算の認定など法に定められた権限、執行機関の町政運営を監視・けん制する権限、並びに次に掲げる事項を議決する権限を持っています。
- (1) 基本構想とこれを具体化するための基本計画（以下これらを「総合計画」と言います。）
- (2) 町が保有する、または町が行う事業に係る用地の売買が想定される計画の策定並びに町施設の設置・運営に関する方針及び計画の策定
- (3) 住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度
- (4) 他市町村との協定・連携

#### (議員の役割と責務)

- 第3条 議員は、住民から選ばれた公職者として、責任を自覚すると共に品位を保持し、町全域に目を配り、全ての住民が暮らしやすいまちづくりを目指して、誠実に職務を果たさなければなりません。
- 2 議員は、議会活動に関する情報を住民に分かり易く説明すると共に、広く住民の声に耳を傾け、これを町政に反映させるよう積極的に政策提案し、その実現に向けて最大限努力をしなければなりません。
- 3 議員は、行政活動が適正かつ効率的に行われるよう監視・点検し、一般質問及び質疑を活用して、行政の改善を促進しなければなりません。
- 4 議員は、常に課題意識を持ち、広く町内外の情報を収集してまちづくりの調査研究を行い、政策立案能力及び審議能力の向上に努めなければなりません。

<調整会議メンバー検討用>

第・・章 情報共有等

(情報の公開・提供)

第1条 町が保有する情報は、町民共有の財産であることから、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。

2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画・協働出来るよう、町は、町政に関する情報を、速やかにかつ分かりやすく提供しなければなりません。

(情報共有の推進)

第2条 町は、具体的な施策・制度により情報共有を推進しなければなりません。

(説明責任)

第3条 町は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(注) 下記の第4, 5条は、「町政運営」の章に区分される可能性あり

(応答責任)

第4条 町は、町民から要望、意見、苦情等の申立てがあった時は、迅速かつ誠実に応答し、その対応記録を作成しなければなりません。

(情報の収集・管理)

第5条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。

2 町は、その保有する情報を、速やかに提供出来るよう、統一された基準により整理し、適正に管理・保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第6条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。

(選挙)

第7条 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示すよう努めなければなりません。